

第69回全国労働衛生週間にあたって

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎えます。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

本年の全国労働衛生週間は、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

のスローガンの下、10月1日から7日までの間、全国的に展開されます。

平成30年度衛生週間準備講習会は、残念ながら、台風のために中止になってしまいましたが、会員事業場の皆様におかれましては、全国衛生週間実施要綱に記載された事項について確実に取り組まれていることと確信しております。

さて、第196回国会において「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、7月6日に公布されました。また、7月24日には「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、新たな目標数値が設定されるとともに重点的に取り組む項目として「長時間労働の削減に向けた取組の徹底」、「過重労働による健康障害の防止対策」、「メンタルヘルス対策・ハラスメント防止対策」が明記されました。その後も、政省令や関係通達などが順次示されているところであり、皆様に遅滞なく情報提供に努める所存です。

平成29年度に脳・心臓疾患を理由に労働基準監督署から労災認定された件数は、253件で、精神障害による労災認定件数が506件に上っています。過重労働による健康障害の認定件数は近年高止まりの状況にあり、このうち、死亡または自殺事案も減少傾向になっておらず、200件前後で推移しています。

こうした状況を受けて、今年度の実施要綱では、準備期間である9月に各事業場において実施すべき労働衛生活動の重点事項のトップに「過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進」を掲げています。具体的には、

- ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ② 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ③ 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底

- ④ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- ⑤ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ⑥ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

を盛り込んでいます。月80時間超の時間外・休日労働を行った社員がいる事業場におかれましては、上記①～⑥の取組みが、きちんと実施されているか、この機会に点検し、その成果と課題について安全衛生委員会において検証し、改善につなげていく、PDCA を実施していただきますようお願いします。

過重労働による健康障害の防止など、労働者の健康確保を図るには、事業者による労働者の健康情報の収集が欠かせませんが、働き方改革関連法に「情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない」とされており、今般、厚生労働省が作成した「[労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針](#)」が示されました。指針を踏まえ、自社の情報取扱規定を作成し健康確保措置を確実に実施できる体制を整備していただきますようあわせてお願いします。

最後に、全国労働衛生週間を機に、皆様の事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図っていただきますようお願い申し上げます。

平成30年9月20日

大垣労働基準監督署長

肥後 知典